

保険料の納め方

納め方は年金額によって決められますので、個人で納め方は選べません

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

→ 特別徴収
年金から差し引かれます
※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払いの際に、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得は6月以降に確定するため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は前年度2月と同額の保険料を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

前年度	仮徴収			本徴収		
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)



年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市区町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

→ 普通徴収
納付書などで納めます

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、市区町村の指定金融機関などを通じて納めます。

口座振替を利用しましょう！

保険料の納付は、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。



●保険料の納付書 ●預（貯）金通帳 ●通帳届け出印

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合には、納付書で納めることになります。

保険料を納めないと

特別な事情がないのに保険料を滞納すると、次のような措置がとられます。

●1年以上滞納すると → ●1年6か月以上滞納すると → ●2年以上滞納すると

サービスを利用したときに費用が全額利用者負担になります。

申請により、後で保険給付分が支払われます。

サービス利用時は全額利用者負担になります。申請しても保険給付分の一部または全部が差し止めとなり、滞納している保険料分にあてられる場合があります。

サービスを利用したときの利用者負担割合が3割～4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。
納付が難しいときは、担当窓口までご相談ください。

65歳以上ののみなさんへ

介護保険料のお知らせです



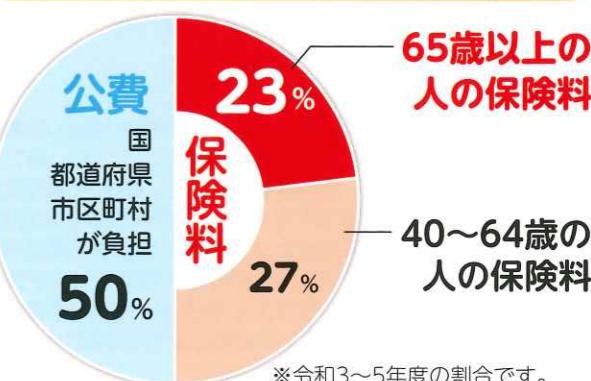
介護保険は支え合いの制度です

介護保険は40歳以上の人人が介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合うしくみです。介護保険料はその重要な財源です。

介護保険料は3年ごとに見直され、令和3年度から第8期（令和3～5年度）の新しい保険料となっています。

介護が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

介護保険の財源（利用者負担は除く）



※令和3～5年度の割合です。

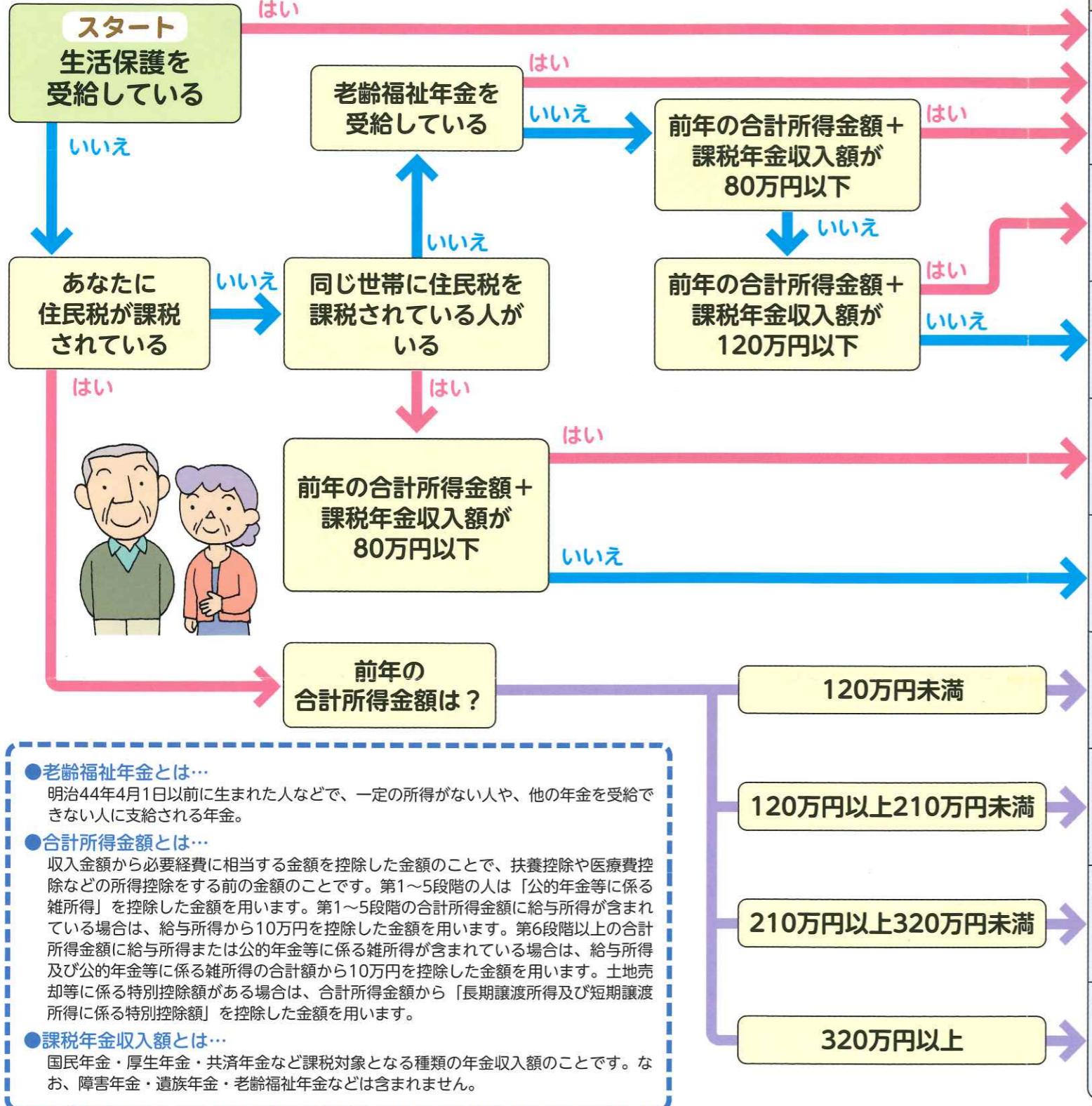
羽幌町 健康支援課 介護保険係
(すこやか健康センター)
TEL.0164-62-6020

保険料の決まり方

保険料は、本人と世帯の課税状況や所得に応じていくつかの段階に分けられ、個人ごとに決まります。あなたの保険料を確認してみましょう。

$$\text{基準額}^* \text{ (年額)} = \frac{\text{市区町村で介護保険の給付にかかる費用} \times 65\text{歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

*各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。



65歳になる年度の保険料について

40～64歳は医療保険の保険料に介護保険分も含まれていましたが、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）からは介護保険料は単独で納めます（送られてくる納付書で納めてください）。



なお、65歳になる年度は医療保険の保険料に介護保険分が含まれていますが、これは年度初め（4月）から65歳になる月の前月までの分を、年度末（翌年3月）までの納期に分けているため、保険料を二重に納めているわけではありません。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の	基準額 × 0.3	19,800円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円超120万円以下の	基準額 × 0.5	33,000円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が120万円超の	基準額 × 0.7	46,200円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の	基準額 × 0.9	59,400円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の	基準額	66,000円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	79,200円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	85,800円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	99,000円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 × 1.7	112,200円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。